

経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価の申請・総合評定値の請求)

令和3年4月

青森県県土整備部監理課

この手引きは、青森県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続きを説明したものです。

他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問合せください。また、経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へお問合せください。

目次

I 経営事項審査制度について

- 1 経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 経営事項審査を申請できる条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 審査基準日・・ 1
- 4 有効期間・・ 2
- 5 審査項目・・ 3

II 経営事項審査申請について

- 1 経営事項審査の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料・・・・・・・・・・ 5
- 2 経営状況分析の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 経営規模等評価の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 申請の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 申請時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 結果等通知書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 審査結果の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 虚偽申請をした場合の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 申請書の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 申請に必要な提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 申請書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 確認書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～11

III 「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」の内容確認について

- 1 内容確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 技術者登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて・・・・・・・・ 12
- 4 申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 書類の申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 申請の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13

IV 申請書等の記入方法について

- 1 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（20001帳票）・・・・・・ 14
 - (項番02～項番19)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～17
- 2 工事種類別完成工事高（20002帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (完成工事高の記載に関する留意点)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (項番31～項番34)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～20
- 3 技術職員名簿（20005帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (項番81～項番82)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～24
 - (2業種限定の考え方)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24～25
- 4 その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (項番41～項番62)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～31

V 資料・その他

1	工事経歴書の作成方法について	32～35
2	建設工事の種類別に見た内容と例示	36～37
3	完成工事高の積み上げについて	38～39
4	個人の建設業者の代替わりや法人成りについて	40
5	建設工事における完成工事高の計上基準について	41
6	技術者制度について	42
7	別表(1)指定学科（建設業法施行規則第1条）	43
8	別表(2)有資格区分コードおよび評価点	44～47
9	「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械	48
10	建設機械のリース契約に関する申出書	49
11	確認書類見本	50～101

青森県建設技術センター関係

職員の常勤確認について	102
技術職員及びその他職員の「常勤確認資料一覧」	102
その他の常勤確認について	103
技術者登録届出書等様式等	104～114
技術職員名簿 事前確認チェックリスト	115

申請書類記入例

.....	116～1125
-------	----------

よくある質問（Q&A）

.....	126～129
-------	---------

【問合せ先】

青森県庁 県土整備部 監理課 建設業振興グループ
〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 北棟3階
電話 017-734-9640
FAX 017-734-8178

青森県庁ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp>
青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>
経営事項審査（ポータルサイト内） <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/examination.html>

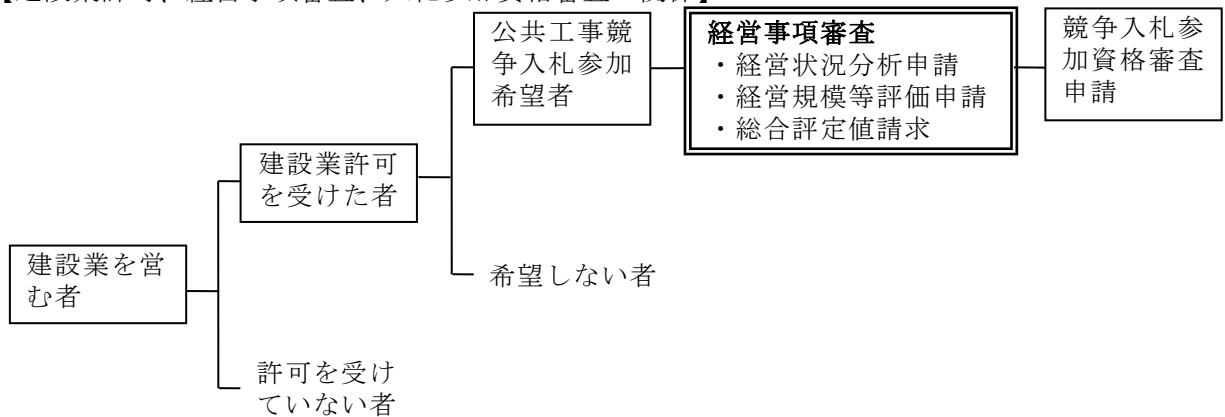
I 経営事項審査制度について

1 経営事項審査とは

公共工事を適正に施工するためには、建設業者の施工能力等に応じて発注する必要がありますが、この施工能力等に関して、建設業者の経営規模、財務状況、技術力、社会性等の客観的な事項について、全国一律の基準で総合的に評価するための審査を『経営事項審査』といいます。

公共工事を元請で受注しようとする場合は、必ず経営事項審査を受けなければなりません。
(建設業法第27条の23)

【建設業許可、経営事項審査、入札参加資格審査の関係】



2 経営事項審査を申請できる条件

経営事項審査を申請するには、次の条件に該当している必要があります。

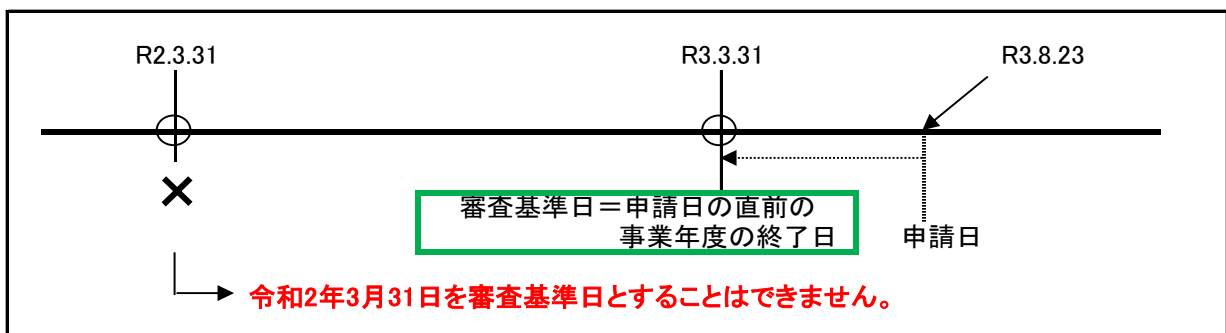
- (1) 申請日までに建設業の許可を受けていること
- (2) 青森県知事許可業者であること
- (3) 許可申請後の変更事項（変更届出書）を提出していること

3 審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が経営事項審査における審査基準日となります（合併又は営業権譲渡等の場合は、上記以外の日が審査基準日となる場合がありますので、事前にご相談ください。）。

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請日時点において、直前の審査基準日を迎えている場合、その前の審査基準日での審査を受けることはできません。

【例 申請日が令和3年8月23日で、決算日が3月31日の場合】

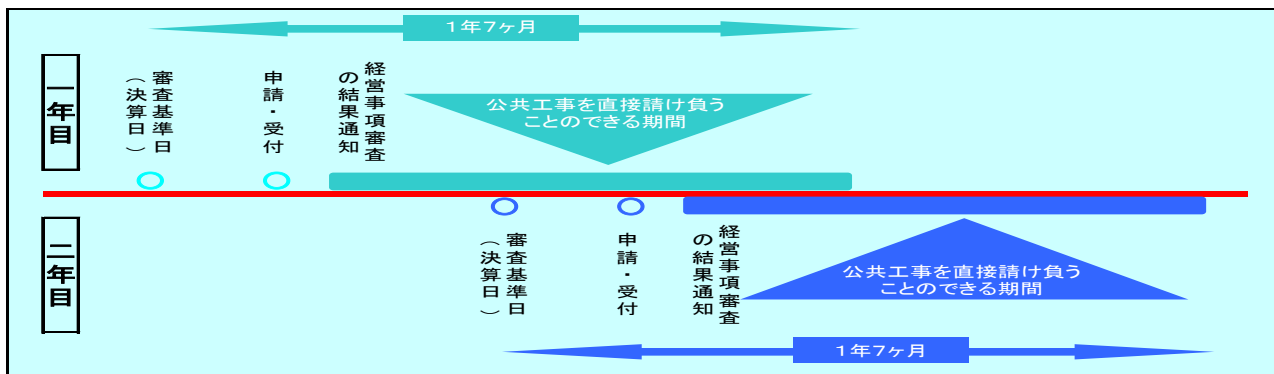


4 有効期間

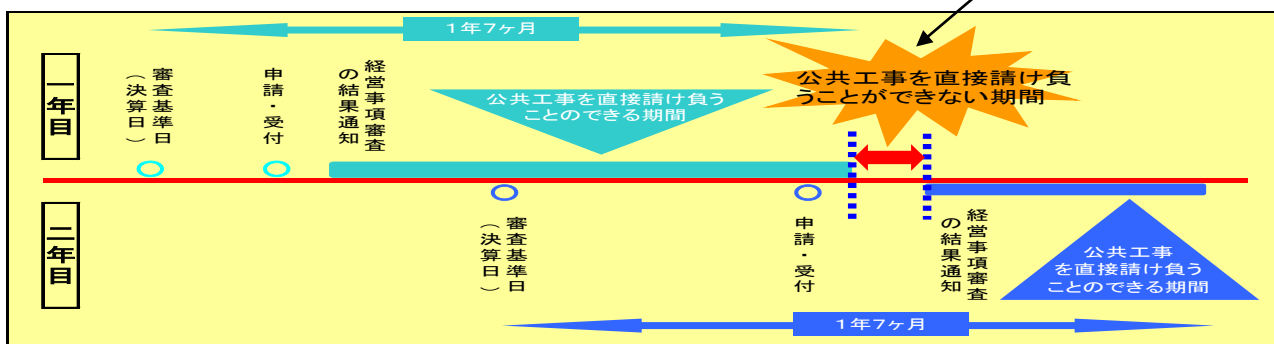
公共工事を受注（発注者と契約を締結すること）するには、発注者と契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。（建設業法施行規則第18条の2）

つまり、結果通知後、審査基準日から起算して1年7ヶ月までの間が有効期間です。
 （審査基準日が有効期間の日の起点となる点にご注意ください。）

有効期間を切れ目なく継続するためには、毎年決算日から7ヶ月以内に経営事項審査の結果通知書を受領する必要があります。（3月決算の会社は遅くとも9月受審が目安。）



下図のとおり有効な結果通知書を交付されていない間（下図の「空白期間」）は公共工事の受注ができませんのでご注意ください。



5 審査項目

次の「審査項目」のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値を算出します。

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

【経営事項審査の審査項目一覧】

区分		審査項目	ウェイト	審査機関	
総合評定値 (P)	経営状況分析(Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧ 利益剰余金（絶対額）	0.20	登録経営状況分析機関 (P6参照)	
	経営規模等評価	経営規模 (X ₁)	① 工事種別年間平均完成工事高	0.25	青森県
		(X ₂)	① 自己資本額 ② 利払前税引前償却前利益	0.15	
	技術力(Z)	① 工事種別技術職員数 ② 工事種別元請完成工事高	0.25		
	その他の審査項目(W)	① 労働福祉の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨ 若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	0.15		

II 経営事項審査申請について

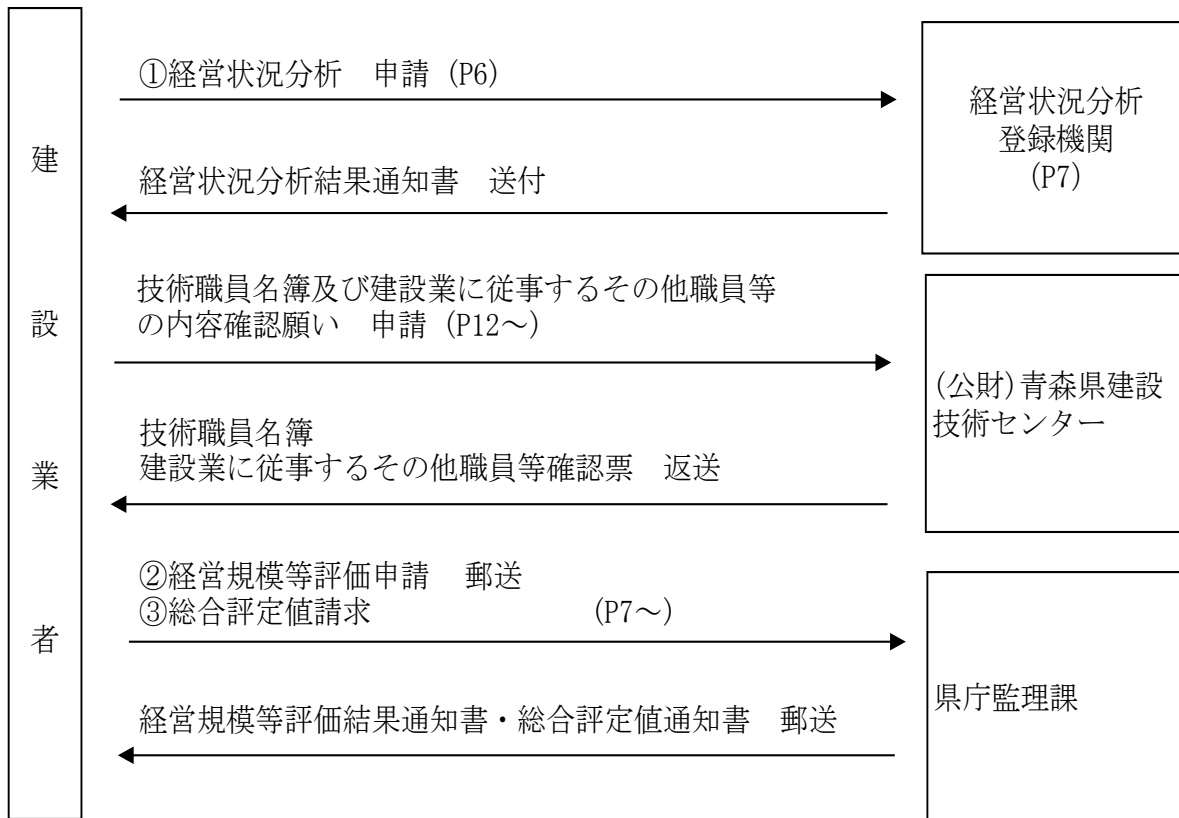
1 経営事項審査の手続きについて

(1) 申請手続きの流れ

経営事項審査は、「経営状況分析（Y）」と「経営規模等評価（X Z W）」から成り立っています。

総合評定値（P）の通知を請求する場合は、事前に「経営状況分析（Y）」を行い、経営状況分析結果通知書を受領している必要があります。

【申請手続きの流れ】



②と③は同時に行うことができますので、できるだけ①の結果通知書受領後②と③は同時に行ってください。なお、法律上は①と②のどちらを先に行ってもよいことになっていますが、①を先に申請してください。

(①②を先に受けており、③のみ後で請求する場合につきましては、P7をご覧ください。)

(2) 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

下記〔手数料区分〕に従い、青森県収入証紙での納付となります。

(大臣許可業者は収入印紙での納付となります。)

【業種数別手数料一覧表】

業種数	①	②	③	業種数	①	②	③
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

【手数料の区分】

区 分	手 数 料
①「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「1」	8,500円+2,500円×業種数
②「経営規模等評価の申請」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「2」	8,100円+2,300円×業種数
③「総合評定値の請求」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「3」	400円+200円×業種数

2 経営状況分析の申請手続きについて

ご不明な点などは、下記登録経営状況分析機関に直接お問合せください。

【登録経営状況分析機関（平成30年4月現在）】

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) N K B	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

登録経営状況分析機関については、国土交通省より公示されます。登録経営状況分析機関に関することにつきましては、登録を行う国土交通省総合政策局建設業課〔03-5253-8111(代表)〕までお問合せください。

なお、登録機関の事務所の連絡先一覧については、国土交通省ホームページ上で閲覧可能です。

URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

3 経営規模等評価の申請手続きについて

(1) 申請の方法

審査申込みは、下記宛先に申請書、確認書類及び返信用封筒を郵送してください。
書類を入れた封筒等には、「経営事項審査書類在中」と記載してください。
※ 郵送方法の指定はありません（郵便・レターパック・宅急便等いずれでも可）。
(原則、到着順に受け付けます。)

宛先：〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

(2) 申請時の注意事項

- ア 経営規模等評価を申請（受審）する場合は、技術職員名簿及びその他職員の内容確認を、総合評定値も請求する場合は、経営状況分析を確実に終了してから、申請及び請求をするようにしてください。経営状況分析を終えていなければ、受審できません。
- イ 申請は、原則書類の郵送により受け付けます。書類持参による申請も受け付けますが、対面での審査は行いません。
- ウ 申請書2枚目の「連絡先」欄には、申請書の記載内容について説明できる方の名前を記載してください。なお、行政書士法により行政書士以外の者が業として申請手続きを行うことはできません。

【総合評定値（P）の請求のみ行う場合】

ア 請求の方法

封筒に「総合評定値請求」と朱書きで記載の上、提出書類を3（1）と同じ住所まで送付してください。総合評定値通知書は、概ね1週間程度で発送します。

イ 提出書類（総合評定値のみの請求の場合）

	項 目	補 足 説 明
1	総合評定値請求書（正本及び副本）（電算用紙 20001 帳票）	正本・副本各1部を提出してください。
2	経営状況分析結果通知書（正本）	登録経営状況分析機関代表者印のあるもの。
3	経営規模等評価手数料証紙	A4サイズの用紙に必ず貼付して提出してください。（手数料はP5参照） 県知事許可・・・県証紙
4	返信用封筒（毎月の経審申請時は不要です。）	A4サイズ1部・・・140円切手貼付

4 結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、概ね1ヶ月（30日）を目安として発送します。ただし、申請内容に不備がある場合は、不備等が解消されるまでは審査が完了せず、通知書の発送が遅れる原因になりますので注意してください。

経営規模等結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しませんので大切に保管してください。

万一、紛失してしまった場合には、結果通知書の「原本証明」の申し出を、監理課建設業振興グループへ行ってください（結果通知書の原本証明を申し出る日の1年7ヶ月前の日以降に審査基準日が含まれる結果通知書についてのみ申し出を行うことができます。）。

原本証明の申し出に際しては、「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「経営事項審査結果通知書の謄本の交付について」の項目をご覧ください。

5 審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書（総合評定値の請求があった場合は総合評定値通知書）について、競争参加者選定手続きの透明性の一層の向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から公表（閲覧）を行っています。

一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ上で閲覧可能です。

（ホームページアドレス <http://www.ciic.or.jp>）

6 虚偽申請をした場合の取扱いについて

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表、工事経歴書に虚偽の記載をして提出することは、建設業法に違反する行為であり、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられ、原則として30日（監査を受けていた場合は45日）の営業停止処分となります。

経営事項審査において報告、資料の提出を求められたにも関わらず、報告、提出をせず又は虚偽の報告、提出をした場合は、100万円以下の罰金が科せられます。また、青森県の等級名簿に登載されている場合は、指名停止の対象となる場合があります。

7 申請書の入手方法

「青森県建設業ポータルサイト」から入手できます。「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「申請書様式等ダウンロード」の項目をご覧ください。

8 申請に必要な提出書類等

(1) 申請書一式

(2) 確認書類

(3) 返信用封筒（申請書副本及び結果通知書返送用）

※ 封筒には、140円切手を貼付し、送付先の住所を記入してください。
切手の金額に不足がある場合は、「受取人払い」で発送します。

(1) 申請書一覧

	項目	補足説明
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (電算用紙 20001帳票)	経営規模等評価(XZW)の申請のみ行う場合は、「総合評定値請求書」を傍線で消す。 (P116～117記載例参照)
2	工事種類別完成工事高 (電算用紙 20002帳票)	(P118～119記載例参照)
3	技術職員名簿 (電算用紙 20005帳票)	(公財)青森県建設技術センターの確認印のある原本を提出(P122記載例参照)
4	その他の審査項目(社会性等) (電算用紙 20004帳票)	(P123記載例参照)
5	経営状況分析結果通知書	原本を提出 総合評定値(P)を請求しない場合は不要
6	経営規模等評価手数料証紙	県知事許可・・・県証紙 A4サイズの用紙に必ず貼付して提出してください
7	建設機械の保有状況表	項番56「建設機械の所有及びリース台数」について、対象となる建設機械がある場合必ず提出してください。 (P125記載例参照) 提示(確認)書類については、P12「項番56 建設機械の所有及びリースの台数」を確認してください。
8	建設業に従事するその他職員等確認票	(公財)青森県建設技術センターの <u>確認印のある原本を提出</u> してください。 <u>申請書には綴らずに提出してください。</u> (P124記載例参照)

- 提出書類は上記の番号順に揃え、1～7までをホチキスで左側を2箇所留めてください。
8については申請書に綴らずに提出してください。
- 正本(県用) 副本(申請者控) 各1部を提出してください。
- 副本は正本のコピーで構いません。

(2) 確認書類一覧

※ 原則、確認書類は返送しません。

※ (原本) の表記がない書類については、写しを提出してください。

○申請するすべての方が必要な書類です

項 目	内 容
建設業許可指令書 (正本)	・ 現在取得しているものに関する全て
建設業許可申請書の副本	・ 現在取得している許可に関する最新のもの (表紙 (所管の県民局の收受印が押印されたもの) 及び様式第1号のみの提出でも可)
変更届出書等	・ 前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の記載事項から変更があった場合、当該変更がわかるもの
決算等届出書	審査対象年度分の以下の書類 ・ 工事経歴書 ・ 表紙 (所管の県民局の收受印が押印されたもの) ・ 直前3年の各事業年度における工事施工金額 (様式第3号) ・ 貸借対照表 (法人: 様式第15号 個人: 様式第18号) ・ 損益計算書 (法人: 様式第16号 個人: 様式第19号) (初めて受審する場合又は審査対象年度の直前の事業年度 (基準決算の前期) に受審していない場合で、直前2年の平均完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の平均完成工事高を選択するときは基準決算及び基準決算の前期・前々期の3年分)
前年度の経営規模等評価申請書	・ 県の收受印のあるもの ・ 申請書一式の写しを提出
前年度の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・ 完成工事高について3年平均を選択している場合は、前々年度分についても提出
契約書、請書及び注文書等 (JVとして行った工事がある場合は契約書及び出資比率がわかる書面 (協定書等))	・ 審査対象年度の工事経歴書に記載した工事のうち、申請業種ごとに請負代金上位3件 (元請・下請問わず) の工事について提出 ・ 請負代金を確認できる書類がない場合は見積書や請求書、領収書、工事台帳 ・ 一式工事の下請がある場合は、見積書等工事の内容が分かる書類 (一式工事以外の工事についても、工事経歴書の記載内容から疑義が生じた場合等には、追加で工事の内容が分かる書類の提示を求めることがあります。)
【法人の場合】 法人税申告書別表16 (1) 又は (2) 他 (P55~60参照)	・ 経営状況分析機関に提示したものと同様の書類 (審査対象年度 (基準決算) 分) ・ 法人税申告書別表16 (4)、(6)、(7) も作成していれば提示
【個人の場合】 所得税青色申告決算書 (一般用) 又は収支内訳書 (いわゆる白色申告書) (一般用) (P53・54参照)	
消費税確定申告書の控え (P61参照)	・ 審査対象事業年度 (基準決算) 分。(初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度 (基準決算の前期) に受審していない場合で、直前2年の完成工事高を選択する場合には基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択した場合は3年分) ・ 税務署受付印又は作成した税理士押印のあるもの。 電子申告の場合は受信通知 (メール詳細) を提出。

<p>消費税納税証明書（その1）</p> <p>（原本）</p> <p>（納付すべき税額が明示されているもの。0円の場合も同様に提示が必要。） （P62参照）</p>	<p>・経営事項審査を毎年受審している場合は、審査対象事業年度（基準決算）のもの。（初めて受審する場合又は審査対象事業年度の直前の事業年度（基準決算の前期）に受審していない場合は、直前2年の完成工事高を選択する場合には基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択した場合は3年分）</p> <p>【免税事業者の方】</p> <p>基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度のことをいう。）の課税売上高（完成工事高）が1千万円以下の事業者の方は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税の義務が免除されます。該当する方でも消費税納税証明書（その1）が必要となります。</p>
--	---

●該当する項番が「有」の方が必要な書類です

労働福祉の状況を確認する資料 （審査基準日において有効なもの）

*確認する項番(P26参照)、電算用紙 20004 帳票の各項番に該当するときに必要な書類です。

項番	項 目	内 容
41	雇用保険加入を証明する資料 (P63～68参照) ◎のいずれかの書類を提出	審査基準日が属する期間の申告書及び領収証書を提示。 (分割納付の場合は以下の期間の領収証書) 決算月が 4～7月 - 第1期分 8～11月 - 第2期分 12～翌3月 - 第3期分 ◎労働保険概算確定保険料申告書及び領収証書 ◎労働保険事務組合加入の場合は労働保険料納入通知書及び領収証書
42	健康保険加入を証明する資料 (P69～71参照) ◎のいずれかの書類を提出	審査基準日が属する月分の保険料領収証書を提示 (例 審査基準日が令和2年12月31日→令和2年12月分の保険料領収証書を提示) ◎日本年金機構に加入の場合は、日本年金機構発行の保険料領収書 ◎全国建設工事業国民健康保険組合(建設国保)等に加入の場合は各保険組合の領収証書又は加入証明書
43	厚生年金保険加入の有無 (P69～71参照)	審査基準日が属する月分の日本年金機構発行の保険料領収書(例 審査基準日が令和2年12月31日→令和2年12月分の保険料領収証書を提示)
44	建設業退職金共済制度の加入を証明する資料(P72, 73参照)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書
45	退職一時金制度の導入を証明する資料または、企業年金制度の導入を証明する資料 (P74～81参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎中小企業退職金共済事業本部加入証明書 ◎特定退職金共済の加入を証明するもの ◎労働基準監督署の受付印がある就業規則、退職金規程、労働協約の写し ◎厚生年金基金加入証明書、基金の発行する領収書 ◎確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ◎確定給付企業年金について、基金型に加入している場合は企業年金基金の発行する加入証明書、規約型に加入している場合は資産管理運用機関の発行する加入証明書

46	法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 (P82～85参照) ◎のいずれかの書類を提出 ※工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入は入札参加資格に係る項目であり、経営事項審査の加点対象ではありませんので、ご注意ください。	◎建設労災補償共済制度加入証明書 ◎（一社）全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書 ◎全日本火災共済協同組合連合会又は（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ◎保険会社の法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 【以下の要件を全て満たしているものが対象です。書面に記載があるかご確認ください。】 ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること ③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること
48	民事再生法又は会社更生法の適用	手続きの開始又は終結決定を受けたことを証する書面
49	防災協定の締結を証明する資料 (P86 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、その防災協定 ◎社団法人等の団体が国、地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）
52	監査の受審状況を証明する資料 (P87～94 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎監査報告書 ◎会計参与報告書 ◎経理処理の適正を確認した旨の書類
55	研究開発費の額を証明する資料 (P95 参照) ◎のいずれかの書類を提出	◎有価証券報告書（2年分） ◎注記表（2年分）
56	建設機械の所有及びリースの台数 (P29～30, 48～49, 96～99, 124, 128～129 参照) ① と②両方の書類を提出	①売買契約書又はリース契約書 (リース契約の場合は審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間であること。) ②特定自主検査記録表（ <u>審査基準日以前1年以内に行っているもの</u> ）。ただし、移動式クレーンの場合は移動式クレーン検査証、大型ダンプ車の場合は自動車検査証
57	I S O 9 0 0 1 の登録	審査登録機関の認証を証明する書類 (登録範囲に建設業が含まれていること。会社単位であること。一部の支店等に限定されている場合は認められません)
58	I S O 1 4 0 0 1 の登録	
61	C P D 単位取得数	※ 確認書類については、詳細が分かり次第、青森県建設業ポータルサイトでお知らせします。
62	技能レベル向上者数	

Ⅲ 「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」の内容確認について

「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」の内容確認と、技術者登録は、それぞれ別の手続きですので、ご注意ください。

1 内容確認について

「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」は、経営事項審査の前に、必ず（公財）青森県建設技術センターで内容確認を終えるようにしてください。

「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」が返送されるのは、概ね1ヶ月後です。また、内容確認が集中する時期はそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕

をもって申請をしてください。

【「建設業に従事するその他職員等確認票」（青森県独自様式）の提出について】

経理資格保有職員数（項番53、54）の確認及び県入札参加資格審査に必要であるため、経営事項審査を受ける全ての青森県知事許可業者の方に提出をお願いしております。なお、3欄については入札参加資格申請を行う予定のない方は記入不要です（県入札参加資格申請の審査に使用するため、入札参加資格申請を行う予定の大臣許可業者の方も提出してください。）。

【建設業に従事するその他職員とは】

技術職員以外の建設業に従事する使用人と常勤の役員（監査役、兼業事業に従事する使用人は除く。）のことです。

2 技術者登録について（県入札参加資格申請に必要）

県内建設業者で県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、入札参加資格を申請する業種の技術職員について、技術者登録又は登録内容の変更の手続きが必要です。

技術者情報の一元管理を委託している（公財）青森県建設技術センターに登録がなければ、所属技術者と認められませんので、資格の変更や新規雇用技術者等の異動等に伴う変更届は速やかに行ってください。

3 技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて

【技術職員名簿等の内容確認】 … 経営事項審査申請の際に必要な手続き

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者が対象
- ・審査基準日現在の状況で年一回確認

【技術者登録】 ……………… 県入札参加資格申請の際に必要な手続き

- ・登録する日以前に3ヶ月以上の恒常的雇用関係がある者が対象
- ・技術職員の異動が発生する度に手続きを行う

技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の内容確認は別々のものであり、技術者登録は青森県に入札参加資格の申請をしている方のみ行うものです（国及び市町村の入札参加資格申請とは関係ありません。）。

また、経営事項審査の事前確認を行っても技術者登録されているわけではありません。

青森県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認の両方を行ってください。

4 申請について

（1）提出先

公益財団法人 青森県建設技術センター 〒030-0822 青森市中央三丁目21-9
TEL 017-718-4181（直通） FAX 017-777-6646
TEL 017-777-6545（代表）

（2）書類の申請方法

郵送又は持参（持参した場合は、受付後順番での処理になります。）

（3）申請の時期

経営規模等評価を申請する約1ヶ月前までに行ってください。なお、できるだけ審査基準日を過ぎて他へ技術者が異動になる前に申請するようにしてください。

（4）提出書類

併せて P102「職員の常勤確認について」をご参照いただき、申請について不明な点がありましたら（公財）青森県建設技術センターへお問い合わせください。なお、提出前に P115「技術職員名簿（経営事項審査時提出）事前確認チェックリスト」により確認の上、提出してください（チェックリストも同封してください。）。

	提出書類	内容・補足説明
1	経営事項審査に係る技術職員及び建設業に従事するその他職員等内容確認願	
2	技術職員名簿（2部）	返送されたものを提出書類として「経営規模等評価申請書」に添付してください。
3	建設業に従事するその他職員等確認票（2部）	返送されたものを申請書に添付し、提出してください。
4	常勤確認資料	<p>【原則として、以下の書類の写しを毎年全員分提出してください。】</p> <p>①雇用保険被保険者資格喪失届 （個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）したもの）</p> <p>②社会保険の標準報酬決定通知書</p> <p>③（法人の場合）履歴事項全部証明書</p>
5	<p>【技術職員名簿に記載している者の資格を証明する資料】</p> <p>入札参加資格申請の有無に関わらず、また、前回の入札参加資格申請の有無に関わらず、以下の書類の写しを全員分提出してください。</p> <p>※ 提出書類5の①～④については、過去の事前確認において既に提出している場合、再度の提出は不要です。</p>	
	①卒業証書及び実務経験証明書 ※	別表（1）（P43）に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上又は大学を卒業した後3年以上の実務経験がある方（建設業法第7条第2号イ）
	②実務経験証明書 ※	10年以上の実務経験がある方（建設業法第7条第2号ロ） ※（公財）青森県建設技術センターの確認印が押されている実務経験証明書がある場合は、当該証明書を提出してください。
	③合格証明書・免状等 ※ （及び実務経験証明書）	別表（2）（P44～47）に掲げる国家資格等がある方（建設業法第7条第2号ハ、同法第15条第2号イ）
	④大臣の認定証 ※	国土交通大臣が能力があると認めた方（建設業法第15条第2号ハ）
	⑤「監理技術者講習」受講を示す資料 ・監理技術者資格証及び監理技術者講習受講修了証	「1級技術者」のみ対象 大臣認定者は対象外
	⑥「登録基幹技能者講習」受講を示す資料 ・登録基幹技能者講習終了証	登録基幹技能者講習を行う者として国土交通省に登録された団体が実施する講習（更新講習含む）を受講し、基準日時点で有効な修了証の交付を受けている場合のみ対象
6	その他職員名簿に記載している者の資格等を証明する資料 ・合格証書、合格証明書等 ・登録証等	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士又は税理士試験に合格し、国土交通大臣が指定する研修を受けた者 ・1級又は2級建設業経理士試験に合格し、講習を受講した者（P29参照）
7	技術者が取得したCPD単位数を証明する資料	主任技術者又は監理技術者になるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数
8	返信用封筒（1部）	120円切手を貼付・返信先の住所を記入